

# 西谷山小学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念や内容等について

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、いじめが行われなくなるようにする。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- いじめられた児童の立場に立ち、児童の生命・心身の保護を最重要として解決に当たる。
- 家庭・地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たしながら組織的に問題の克服に当たる。

**【学校教育目標】**  
確かな学力，豊かな心，健やかな体など，調和のとれた児童を育成することを基盤として，次の学校教育目標を掲げる。  
**【自ら深く考えて自己決定し，より良い言動がとれる子供を育てる。】**  
自律 尊重 協働

**【いじめ問題への学校の基本方針】**

- ・ 一人一人の児童の人権を尊重し，いじめや差別のない人間関係づくりに努める。
- ・ いじめの早期発見・早期対応に努め，児童の安らぎの場となる学級づくりを推進する。
- ・ 「いじめは人として決して許されない」との強い認識をもつ。

**【家庭・地域との連携】**

- ・ 学級・学年PTA
- ・ PTA総会
- ・ PTA役員
- ・ 校区公民館役員
- ・ 自治会
- ・ 民生委員
- ・ 学校評議員

**【心の教育推進委員会】**

[目的] 児童一人一人に望ましい人格の形成を図るために，全職員の共通理解のもと，心の教育に関する諸問題に対しての解決策を探る。

[内容] ・ 年間を通じた取組等について検討  
・ 年間の活動を検証し，次年度への計画の作成 等

[組織構成]  
管理職，生徒指導主任，各学年生徒指導係，教育相談係，養護教諭，不登校対策コ，SSW，SC，関係職員

**【関係機関との連携】**

- ・ 鹿児島市教育委員会
- ・ 鹿児島市役所福祉課
- ・ 鹿児島南警察署
- ・ 児童相談所
- ・ 法務局
- ・ 医療機関
- ・ 関係機関 等

- ・ 「学校楽しいーと」「ニコニコチェック」等の活用により，いじめ等の兆候を早期に発見し，未然防止に努める。
- ・ 情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 児童会活動においていじめ問題に主体的に関わる活動を行う。
- ・ いじめ撲滅宣言
- ・ 標語・ポスター等の制作など，児童の主体的な活動を取り入れた取組を実施する。
- ・ 体験活動を活用した人間関係づくりに努める。

**【いじめの未然防止】**

- ・ いじめ防止啓発強調月間・いじめ問題を考える週間の設定
- ・ 命の大切さやいじめ問題を主題とした授業の実施（道徳，学級活動等）
- ・ 自己肯定感や思いやりの心を育てる学級経営の充実
- ・ 「いじめ対策必携」等を活用したいじめの未然防止に関する研修を実施
- ・ 人権尊重やいじめ防止の啓発
- ・ 携帯電話やインターネットの利用に関する指導の充実

**【いじめの早期発見】**

- ・ ※1 「学校生活アンケート」等による，いじめ問題の早期発見
- ・ 個別面談・教育相談の拡充
- ・ 幅広い情報収集（日々の観察，日記等）・積極的な情報交換
- ・ 「いじめ対策必携」等の活用による早期発見・早期対応
- ・ 学校ネットパトロールの活用

**【いじめへの早期対応】**

- ・ いじめの全体像の正確な実態把握
- ・ 指導体制・指導方針の決定
- ・ 本人や保護者の心情を最大限にくみとった，迅速かつ誠意ある対応
- ・ 保護者や関係機関等との連携
- ・ スクールカウンセラーの活用
- ・ 継続的な指導・支援と隙のない体制での経過観察

- ・ 谷山中や近隣小学校との連携を図る。
- ・ 保護者との個別相談や家庭訪問を実施する。
- ・ 各種事業による講師を招聘し，職員研修の充実を図る。
- ・ 外部研修を積極的に推奨する。
- ・ 学校ネットパトロール事業検索結果を適宜活用する。
- ・ SC，SSW，南署スクールサポーターとの連携を図る。
- ・ 啓発資料を活用する。

※1 令和6年度から，全学年で「ニコニコチェック」を毎月末に実施予定です。

## 2 いじめ撲滅を目指す学校のチェックポイント

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### (2) 児童・生徒間のいじめ発見のチェックポイント 10

- ① 持ち物が頻繁になくなったり、壊されたり、落書きされたりしていないか。
- ② 掲示物・作品・写真などにいたずらがきされたり、傷つけられたりしてはいないか。
- ③ 表情が暗く、おどおどしたり、ふさぎこんだりして元気がない様子はないか。
- ④ わざとほしゃいだり、視線を合わせなかつたりすることはないか。
- ⑤ 学校に来たがらなかつたり、遅刻や早退が多かつたりすることはないか。
- ⑥ 不快に思う呼び方を友達からされていることはないか。
- ⑦ 発信すると嘲笑されたり、からかわれたりすることはないか。
- ⑧ 急に学習意欲がなくなったり、気持ちが不安定になつたりすることはないか。
- ⑨ 付き合う友達が急に変わつたり、教師が友達のことを聞くと嫌がつたりすることはないか。
- ⑩ 独りでポツンとしていたり、逆に特定のグループと常に行動を一緒にしていたりすることはないか。

### (3) いじめに対する教師・学校の対応チェックポイント 10

- ① 学校組織が人権意識をもち、いじめを根絶する意志をもっているか。
- ② 担任する学級や学年では、いじめがないと根拠のない認識をもっていないか。
- ③ いじめかもしれないと感じても、教師間で話題にしないことはないか。
- ④ いじめられる子ども側に、原因があるという見方で対応してはいないか。
- ⑤ 被害者・加害者の双方の言い分が違ふという理由で、指導が中断することはないか。
- ⑥ 児童・生徒の様子に変化があつても、確認しないですますことはないか。
- ⑦ 仲直りした、謝罪したことをもって、その後のケアや指導を怠ることはないか。
- ⑧ 学校での児童・生徒の様子の変化はすぐに家庭に伝え、保護者と連携しているか。
- ⑨ 必要があると判断した場合は、警察や相談機関と連携するなど、素早く対応しているか。
- ⑩ 日頃から、人権教育や道徳教育などの場面を活用した、いじめに対する間接的な指導を行っているか。

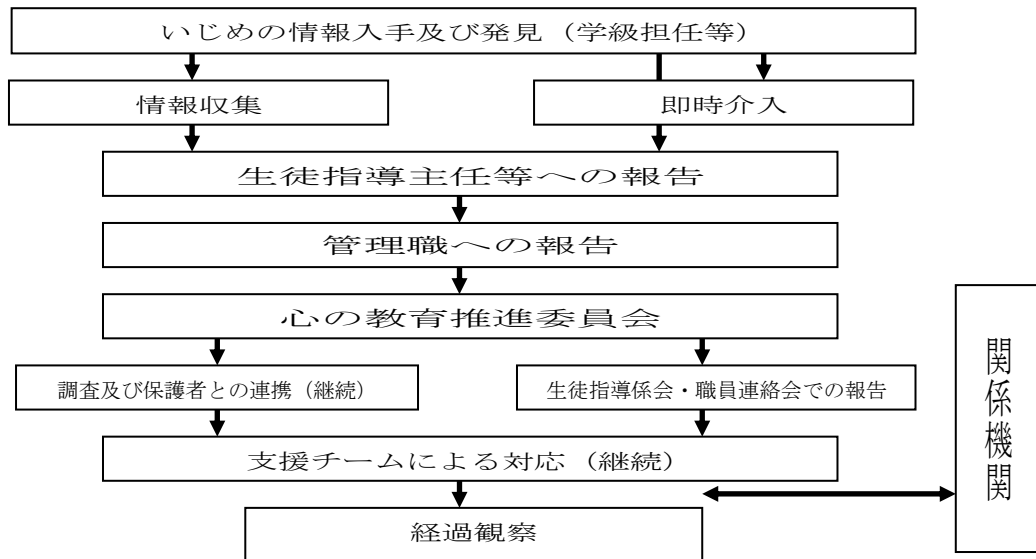
### (4) いじめ解消のチェックポイント

「いじめがなくなった」と判断する際は、以下の2つを満たすことが条件である。

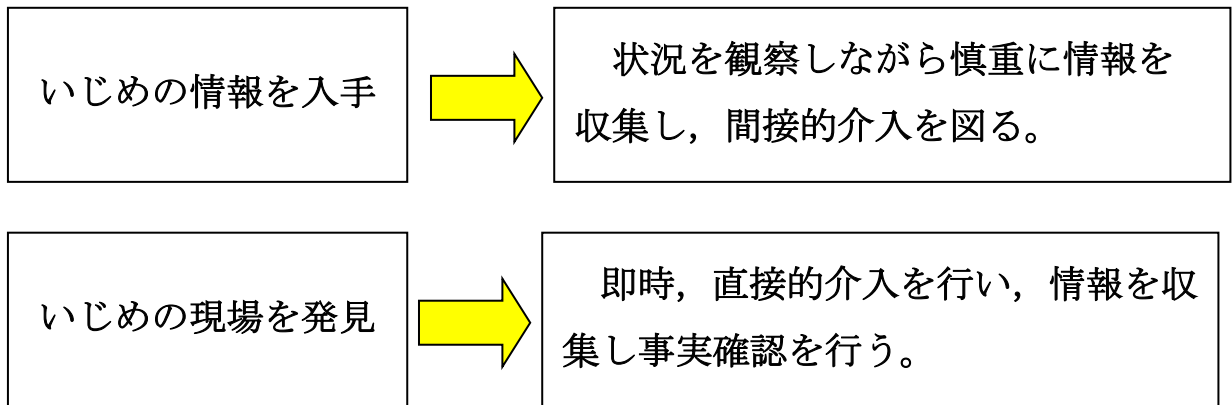
「いじめ防止基本方針」

- いじめが止まっている状態が継続していること。(3か月が目安)
- 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

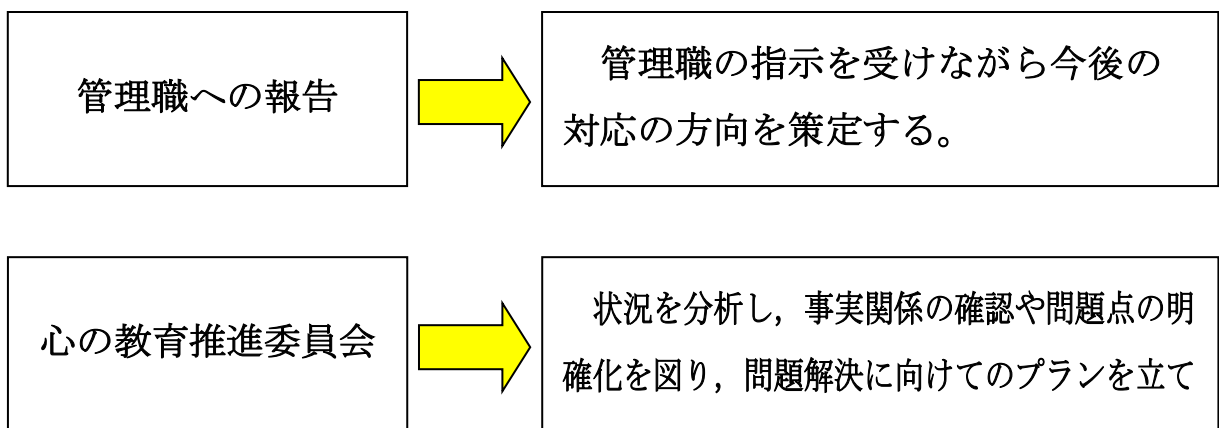
### 3 いじめへの具体的対応（基本的な流れ）



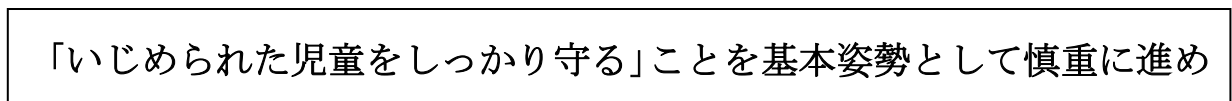
#### (1) いじめの情報入手時及び発見時の具体的対応



#### (2) 管理職への報告と心の教育推進委員会



#### (3) 指導方針に沿った調査・指導・援助



## 4 いじめへの早期対応について

### (1) いじめられた児童への対応

- ア いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等、誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- イ 決して一人で悩まず、必ず親や教師の誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ウ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくり児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- エ 児童の長所を積極的に見付け、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ自信をもたせる。
- オ いじめられている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の、弾力的な運用を図る。
- カ 仲直りをして問題が解決したとせず、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。
- キ 少なくとも3か月は、被害・加害児童の様子を注視する。被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められた場合のみ、いじめに係わる行為が止んでいると判断する。

### (2) いじめた児童への対応

- ア いじめられた児童生徒の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別のかかわりを継続する。
- イ 当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ウ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面にでていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- エ いじめた児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、何がいじめであるかを分からせる。
- オ いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- カ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
- キ 十分な指導をしたにもかかわらず、なおいじめが継続する場合には、いじめられている児童を守るために、いじめる児童に対する厳しい対応策（例：出席停止等）をとる。また、厳しい対応措置を講じた児童には、立ち直りのための個に応じた指導を工夫する。
- ク 別の場面では、いじめの被害者である場合がある。その行為に及んだ背景の理解に努める。

## 5 重大事態への対処について

いじめがあることが確認された場合は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、担任と学年主任等二人以上で事情を聴き取り、確認した上で統一様式用の紙に記入する。生徒指導主任が、重大事態緊急対応委員会をその日に臨時で開く。そこで、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図るようにする。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

(ア) 重大事態の意味

「いじめ防止対策推進法」(第 28 条第 1 項第 1 号に係る事態)

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神症の疾患を発症した場合

「いじめ防止対策推進法」(第 28 条第 1 項第 2 号に係る事態)

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合  
不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(イ) 重大事態への緊急対応

○ 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。

○ 全校体制による緊急対応

学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、あらかじめ以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
- ・ P T A ・警察等との連携など

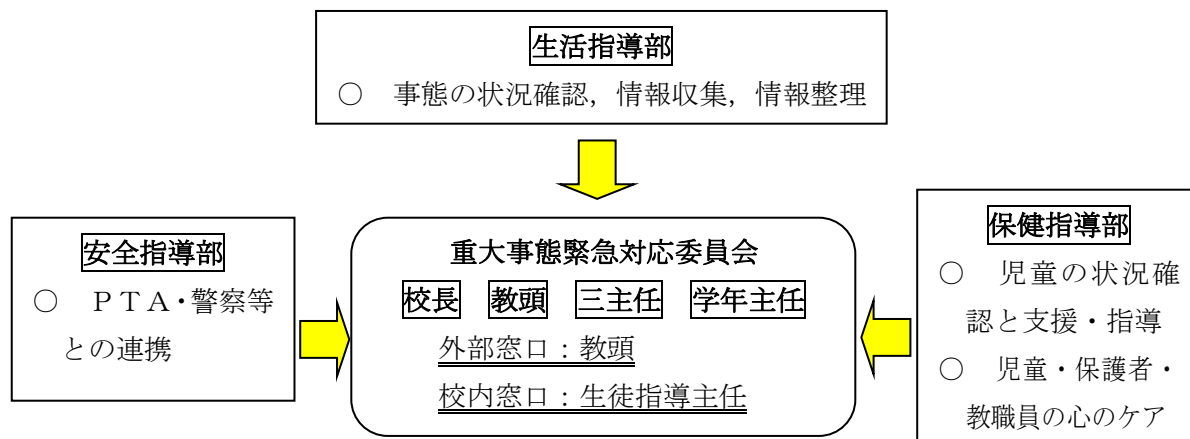
○ 市教育委員会との連携

- ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
- ・ スクールカウンセラーや臨床心理相談員などの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会や警察等との連携についての要請

(2) 学校による調査

(ア) 調査の組織

「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするため各チームに分かれて調査を行う。



#### (イ) 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ いつ (いつ頃から)      ・ どこで      ・ 誰が      ・ 何を、どのように (態様)
- ・ なぜ (人間関係の状況や学校の対応に関する課題等)

- いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等に十分な配慮を行い、聴き取り調査を中心に実施する。
  - ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
  - ・ 情報を提供してくれた児童等の安全確保
  - ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施等
- いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合 (いじめられた児童が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合)、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

#### (ウ) その他留意事項

##### ○ 心のケア

- ・ いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会にスクールカウンセラーや臨床心理相談員を依頼する。

##### ○ 調査に当たっての説明等

- ・ いじめられた児童及び保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- ・ 調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。

##### ○ 調査対象の児童及びその保護者に対して

- ・ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

##### ○ 報道取材等への対応

- ・ プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

## 6 その他

「西谷山小学校いじめ防止基本方針」を、学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめの防止への理解と認識の深化、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。

また、学期末に定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を講ずるなど、基本方針を適宜更新していくようにする。